

東邦大学学術リポジトリ

Toho University Academic Repository

タイトル	私立理工系大学教職課程における介護等体験の取り組みと課題(1) 東邦大学教職課程における位置づけ、ねらい、内容構成の特徴、課題
作成者(著者)	新保, 幸洋 / 八木, 美保子
公開者	東邦大学教員養成課程
発行日	2017.03.31
ISSN	24358290
掲載情報	東邦大学教職教育研究. 1. p.3 11.
資料種別	紀要論文
内容記述	原著論文
著者版フラグ	publisher
メタデータのURL	https://mylibrary.toho u.ac.jp/webopac/TD60147077

私立理工系大学教職課程における介護等体験の取り組みと課題 (1)

—東邦大学教職課程における位置づけ、ねらい、内容構成の特徴、課題—

新保 幸洋 八木美保子

はじめに

平成9(1997)年6月に介護等体験特例法(小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教員免許法の特例等に関する法律)が公布され、平成10年4月1日から施行されることになって、20年の歳月が過ぎようとしている。本法律はその名称にも示されているように、教育職員免許法とは別枠の特例法という形で成立したため、既存の教職課程カリキュラムとの接続性や関係性という点において問題が多く、各大学における位置づけ方もさまざまである。具体的には、この介護等体験を体験科目として単位化はせず、一定期間の体験を行って、受け入れ施設から体験証明書のみをもらってよいくとする考え方が一つある。もう一方では、学生の負担も一定以上であることから、その労に報いる意味も込めて大学として単位化を図り、事前・事後指導を含めた内容の充実化を図るという考え方がある。本学教職課程では後者の考え方を採用している。本学においては平成11年から介護等体験の指導を開始したが、2年間は単位化をしなかった。しかし、平成13(2001)年より介護等体験Ⅰ(1単位)、介護等体験Ⅱ(1単位)の合計2単位を必修科目として正式に位置づけて講義・演習を行い、今日に至っている。その間に幾度かの指導内容の改訂を経て、現在のような体系が出来上がってきた。今回、改めて本学における介護等体験の指導のあり方(全体像)を見つめ直し、今後の糧とするために、本科目の概要(ねらい、

位置づけ、特徴等)について記すとともに、現在抱えている課題についても明らかにすることを目的として、考察を行いたい。

1. 本学教職課程における介護等体験Ⅰ・Ⅱの位置づけ

(1) 科目の位置づけ

本学教職課程では、介護等体験Ⅰ・Ⅱを教職課程での正規の必修科目として位置づけてきた。正確には中学校教諭免許状取得希望者には必須の科目として設置している。なお、高等学校教諭一種免許状取得希望者が履修する場合には選択科目の扱いになるので、各自の判断のもとで履修の是非を判断してもらっている。

介護等体験Ⅰには1単位、介護等体験Ⅱには1単位の合計2単位を与え「教科または教職に関する科目」のカテゴリーの中に設定した。東邦大学の場合、体験科目には1単位あたり30時間の学習が想定されているため、受講学生は合計60時間の学習を行うことになる。

学習の開始は2年次生春学期からとし、實際上通年科目として実施する形となっている。

(2) 履修の前提条件

介護等体験Ⅰ・Ⅱを履修するための前提条件は、学生の入学年度によって異なっている。

2017年度入学生以前は、抗体価検査(法定伝染病4種類:麻疹、風疹、ムンプス、水疱瘡)を受け、その抗体価が無い或いは低い学

生については、各自で予防接種を受けることを受講の条件としてきた。具体的には、教職課程履修学生は、1年次の5月に抗体価検査をうけ、その結果（予防接種を受けたことを含む）を10月末までに教務事務に提出することになっている。最終結果の提出を行わないものに対しては、履修の許可を与えていない。2017年度入学生以降は、1年次秋学期土曜日に特別支援教育概論が開講されるようになったため、従来の抗体価検査の結果提出に加え、上記した科目の単位取得も条件に加えた。特別支援教育概論は、障害を有する子ども達の理解を深めることを目的の一つとして開講されている。そのため、この科目を履修することが介護等体験Ⅱの特別支援学校での体験のガイダンスを一部兼ねることになるという考えに基づいて、前提条件化を行ったのである。

2. 介護等体験Ⅰと介護等体験Ⅱの関係性 (全体の構造)

介護等体験Ⅰ及びⅡの科目間の相互関係は下記の図1を参照されたい。

介護等体験Ⅰは、介護等体験Ⅱを円滑かつ効果的に学習できるようにするための事前指導及び事後指導を含む内容となっている。その為、科目の登録は2年次の春学期に行うことになっている。また介護等体験Ⅱは、特別

支援学校2日間、社会福祉施設5日間の合計7日間に及ぶ各体験受け入れ施設での実地体験（事前ガイダンス、体験後のふりかえり等）を含む内容になっている。従って、体験受け入れ施設の都合により、受け入れ時期に幅がある。實際上体験生の受け入れは5月から12月ぐらいまでの期間内で実施されているため、登録自体は集中講義科目として春学期中に行うように指導している。これまでの記述からも明らかな様に、全体としては、介護等体験Ⅰが介護等体験Ⅱを前後で挟み込むような構造になっており、両科目を一体化した形で運営している。単位の認定についても、両者を連動させているため、どちらか一方のみの単位認定は行っていない。従って履修学生が何らかの理由により途中で履修の中止を余儀なくされた場合は、次年度以降に改めて登録を行ってもらい、前年度に行った学習を除く領域を学んだ後に、両科目の単位認定を行っている。

3. 介護等体験Ⅰの概要と特徴

介護等体験Ⅰの概要については資料2-1のシラバスを参照されたい。ここでは、本学教職課程における介護等体験Ⅰの特徴を、(1)事前指導の充実と(2)事後指導の徹底の2点から述べてみたい。

(1) 事前指導の充実

1. 介護等体験Ⅰ、Ⅱは中学校教諭を目指す人には必修科目。
高校の免許状のみの取得希望者は自由選択。
2. 介護等体験Ⅰと介護等体験Ⅱは必ずセットで履修する。
履修するのかもしれないかの二者択一しかない。
3. 介護等体験Ⅰと介護等体験Ⅱとの関係は以下のとおり。

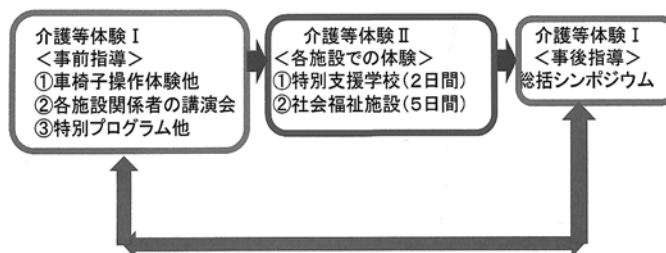


図1 介護等体験Ⅰと介護等体験Ⅱとの関係

これに関しても1) 他の協力機関との連携、2) 体験受け入れ施設に応じた個別化(枝分かれ)プログラムの開発という2点から説明をしたい。

1) 他の協力機関との連携

介護等体験Ⅰの実施にあたっては、大きく分けて2つの領域から連携・協力を頂いている。一つは習志野市社会福祉協議会である。本学では事前学習の一環として受講学生全員の必須体験として標準型車椅子操作体験と模擬老人体験(浦島太郎体験)の2つをセットで実施してきた。その際にインストラクターの確保、学習の場の設定・紹介、車椅子の貸し出し、ボランティア・スタッフによるサポート等について全面的に協力をして頂いている。2016年からは「ゆいまーる習志野」(習志野市秋津)という老人デイサービスを行っている施設の一部をお借りして、上記の体験を実施しているが、このような施設も上記した協議会の紹介である。受講学生たちは上記の体験を行うことで、一つには社会的素養として車椅子の操作や高齢者、身体障害者の方々に対するケアを行う際の留意点等を学ぶことになる。筆者らとしては、ここでの体験を通して障害者理解、高齢者への理解が深まることを期待している。また、二つ目として、結果的には受講者学生全員という訳にはならないのだが、上記で学んだことが社会福祉施設での体験においてそのままの形で生きる学生もいる。具体的には身体障害者や高齢者施設での体験を行うことになった学生にとっては、車椅子の操作は身につけておかなければならない必須のスキルの一つになる。又、模擬老人体験で考えたり、感じたことは、そのまま高齢者関連の福祉施設でケアを行う際の留意点として活用できるからである。

もう一つの協力機関とは、特別支援学校や社会福祉施設である。これらの施設からは主として介護等体験の担当者(施設責任者)を派遣して頂き、学生達の事前講義を行って頂

いている。それにより、各施設に対する事前理解が飛躍的に進むとともに、受講生達の抱えている不安や心配の解消にも役立っている。また、講演者によっては、学生が体験を行う先の施設の方であったりする場合もあるため、講演者-学生双方にとって顔見知りの関係になれる良い機会にもなっている。

2) 体験受け入れ施設に応じた個別化(枝分かれ)プログラムの開発

本学では、5月下旬以降、受講学生達の受け入れ体験施設名が明らかになってくる。そして、その体験先施設の種別に応じた個別的な事前学習プログラムを実施することを大切にしてきた。これは、学習内容の個別化を図ることで、受講学生のモチベーションや理解度を高めるためである。事前指導プログラムの概要を資料1(表1)に示した。

これらの個別プログラムは基本的な構造としては、各体験施設に関する事前講義に加え、必要に応じた技能習得プログラムへの参加という組み合わせによって成り立っている。つまり学生のニーズに応じて、枝分かれしているというのが、本学における事前指導部分の大きな特徴である。特に老人サービスセンター、介護保健福祉施設、特別養護老人ホーム、重症心身障害児などの各施設で体験を行うことが予定されている学生に対しては最大3回の特別プログラムへの参加が義務付けられている。この特別プログラムは、食事の介助、衣服の着脱・清潔の介助、ベッド上の介助の3回で構成されている。担当講師は、千葉県介護福祉士会の指導者達(複数名)であり、福祉の実情に精通した方々に依頼してご指導頂いている。

このように、大学の中だけでなく、他の社会的リソースを最大限に活用した教育プログラムを開発し、実施している点が、本学の大きな特徴であるといえる。

(2) 事後指導の徹底

本学においては事後指導として総括シンポ

ジウムを行い、そこで学習成果の発表を行うように義務付けている。但し、学生が介護等体験で得た経験を明確に意味づけることは決して簡単ではない。特になぜこの科目が教職課程の科目として位置づけられているのかという点について、学生側の理解が及ばないことが多いことを筆者は長年に渡り痛感してきた。

介護等体験の指導上の困難さの一つは、本科目が正規の教職カリキュラムとは全く別の枠組みで作られ、実施のみが強いられていることにありと筆者は考えている。そのため、介護等体験以外の教職科目との関係性（接続性）、系統性、一貫性が不明確になりがちであり、それは直ちに学生の学習意識や態度にも表れる。従って、専任教員側が余程明確な目的・目標を持った上で学生に対して指導をしないと、何のために体験をしているのか、何を学ばばよいか、学んだことをどう活かせばよいか分らなくなるという状態を生みやすい。そのようなことを長年に渡り経験したこともあり、数年前からは「これまで学んできた教職課程での学び、これから学ぶ教職課程での学びとこの介護等体験が、一体自分自身の中でどのように接続できるか」を常に意識させたガイダンスを実施するように心がけてきた。いわゆる逆向きのカリキュラム設計を行うことにしたのである。つまり、総括シンポジウムでの成果発表時に与える課題を、年度当初に行うガイダンスや、7月に行う事前指導の最終ガイダンスにおいて何度も「学びの接続性」という観点から強調し、それらを考え続けながら体験を行って欲しいというインストラクションを行っている。そのことにより、体験そのものに一貫性が生まれるとともに、目的も明確になる。学びの意味づけがうまく行くかどうかは、上記のような視点を初期の頃から明確に持って体験を行っているかどうかにかかっているといても過言ではないだろう。

総括シンポジウムそのものは、例年であれば10月末ぐらいを目処に1回、12月末を目処に1回の計2回開催している。学生は特別支援教育学校での体験と社会福祉施設での体験の両方を無事終えたものだけが上記の総括シンポジウムに参加できることになっている。どちらか一方の体験しか終了していない学生、両方の体験を終えていない学生には、参加の資格を与えていない。両方の体験を終えた学生は、その体験を終えた時期に近い日程の総括シンポジウムの日程に1回のみ参加すればよいことになっている。当日は、所属学科をミックスした数名程度のミニグループを構成し、その中で事前に配布されたふりかえりシートに記入した内容をベースにした話し合い（分かち合い）を行っている。そして、最終的にそこで話された内容を、他のグループメンバーにも分かるように、一枚の模造紙に自由にまとめて表現することを課題として出される。それを作成し、完成したら、同じクラスのメンバーに対して現物を用いたプレゼンテーションを行って終了である。発表は、必ずメンバー全員が最低一言ずつ発言・説明するように指示している。もちろん、他のグループメンバーからの質疑応答にも応えなければならない。なお、総括シンポジウム時に行った授業アンケートの分析結果については第二報（八木、新保、2017）において詳しく報告する予定である。

3. 介護等体験Ⅱの概要と特徴

介護等体験Ⅱの概要については資料2-2のシラバスを参照されたい。

本学における介護等体験Ⅱは特別支援学校及び社会福祉施設での計7日間の体験を行う内容となっている（各施設での体験前に行うガイダンスも含む）。より具体的には（1）特別支援学校での2日間の体験、（2）社会福祉施設での5日間の体験の大きく2つに分類できる。

(1) 特別支援学校での2日間の体験

介護等体験が開始されてしばらくの間は、東邦大学の介護等体験の受け入れ先機関は千葉県立千葉特別支援学校のみであった。しかし、その後受け入れ校のキャパシティーの問題等もあり、他の特別支援学校での受け入れをお願いせざるえなくなり、やむをえず自己開拓を行った経緯がある。2017年現在では、上記した千葉県立千葉特別支援学校に加え、千葉市立養護学校、船橋市立船橋特別支援学校、市川須和田の丘特別支援学校、千葉県立習志野特別支援学校の計5校で受け入れて頂いている。偶然ではあるが、上記した5つの特別支援学校は全てが知的障害を有した児童・生徒達の通う学校であるということが共通している。本学のように比較的小規模の大学が、数校にも及ぶ受け入れ校と連携しながら介護等体験を実施しているという例は余りないことだと思われる。

(2) 社会福祉施設での5日間の体験

介護等体験が単位化された後の数年間は、千葉県以外での施設体験を認めてきた。しかし、事務側の負担の増大や事中指導の困難さもあって、10年程前からは全て千葉県内で体験を行うように変更した。現在、履修学生達が体験する施設の種類の種類は実に様々であり、毎年のように体験先施設のリストが変更になっているというのが実情である。但し、非常に大雑把な捉え方ではあるが、主として知的な障害を有する利用者の方が使われる施設での体験者が3割程度、主として身体障害者の方々が使われる施設での体験者が1割程度、主として高齢者の方々が使われる施設での体験者が5割強、その他の種別の施設での体験者が1割弱という受け入れ状況であるといっていよう。

(3) 事前ガイダンス及び事中指導(訪問指導)の実施

1) 特別支援学校向け事前ガイダンスの実施 特別支援学校内で事前あるいは体験の初日

にガイダンスを行う場合は除くが、それ以外の学校については、体験実施予定日の2週間から10日前を目処に、各受け入れ校より学内で行うミニガイダンスの資料を送付してもらっている。それを用いて専任教員がガイダンスを行っている。これにより、体験日、体験内容を含めた学生側の勘違いを正したり、緊急事態等への対応についても確認をすることが出来、受講学生のモチベーションを高めることに貢献している。

2) 事中(施設訪問)指導

年度によってある程度実施できている場合とあまり実施できていない場合の両方があるのだが、可能な範囲で専任教員が事中指導(施設訪問指導)を行い、学生達の体験施設での活動に、学内での事前学習等がどれほど生かされているのか、体験中に彼らがどのような課題を抱えているのかについて把握するように努めている。各施設の介護等体験責任者からは率直かつ忌憚のないご意見や要望を頂くこともあり、我々専任教員にとっても指導上のヒントを得られる重要な機会となっている。今後とも時間と体力の許す限り、この指導を継続してゆきたい。

4. 介護等体験Ⅰ・Ⅱを実施することの意義

介護等体験を教職課程の学習活動の一環として位置づけて学習を進めることについては、賛否両論があるというのが実情であろう。つまり、教職課程のカリキュラムにおいて介護等体験を学ぶことの意義や意味は本当にあるのかという点である。

筆者自身も平成13(2001)年から本学における介護等体験Ⅰ・Ⅱの科目責任者になって以来、ずっとこの問題について考え続けてきた。確かに本科目が多くの問題を抱えているということは否定出来ない。たとえば、本稿において何度も指摘したように、そもそもの法律的な位置づけが特異なものであり、正規の教職カリキュラムとの連動性がつきにくい

こと。介護等体験を指導できる専門性を持った教員自体が非常に少ないこと。従って、大学側での指導に一定の限界が生じやすいこと。学生の側の負担もそれなりに大きいことなど、問題を数え上げればきりが無い。

しかし、本稿においては敢えてマイナス面だけでなく、プラスの側面もあることを指摘し、それをなるべく強化することが科目設置の主旨にも叶うことを主張しておきたい。少なくとも本学ではその方向で今度も指導を行ってゆくつもりである。ポイントは2つであると考え。一つは学生側にとってのメリットである。非常に稀ではあるが、介護等体験での学びが非常に深まった場合、それは教育実習等での体験を遥かに上回るものになる場合がある。特に母校での教育実習の場合、悪く言えば予定調和的なトーンで実習が進み、実習生にとっては慣れ親しんだ環境のもとで、一定の満足感を得て大学に戻ってくるものになりがちである。しかし、介護等体験の場合、これまで経験したことのない領域で、一から子ども達や利用者の方々、指導者との関係を築かなければならないし、各施設のルールや日々の仕事にも慣れる必要がある。つまり、短期間の間に強いストレスを受けながら、与えられたノルマ（課題）をこなさなければならないという状況におかれる。ここで要求されるのは、ストレスへの耐性であり、状況への適合性、柔軟性であり、即応力である。高いレベルでの対人関係能力が求められていることになる。そのような厳しい条件のもとで、これまで経験したことのないようなケアリングの体験を受けたり、行ったりした場合、学生自身の人生観を揺さぶるような経験につながる可能性がある。実際にそのような感想を書いた学生も毎年複数名存在する。人をケアすることを通して、自らの生き方を見つめなおすということが起きるわけである。本来、介護等体験はそのような経験が出来ることを目指しているものと筆

者は考えるため、ある意味理想的な状態に到達してくれたわけである。ただ、残念なことにそのような状態に至る学生の数自体は決して多くない。むしろ現実の困難さにめげそうになってしまう学生の方が多い気がするのには、筆者一人だけであろうか。

どうすれば、学生の中に上記したような経験を引き起こすことが出来るのかをも更に探究する必要があるだろう。

二つ目は教職課程教員側にとってのメリットである。介護等体験は一見すれば、福祉領域の極めて特殊な学習のみを行っているように見えるかもしれない。しかし、実はそうではない。介護等体験の現場において、高度な介護上のスキルが要求されているケースはむしろ稀であり、体験施設の中で、利用者や職員と普通のコミュニケーションが取れているかどうか問われていることの方が圧倒的に多い。ここでいうコミュニケーションとは決して難しく、高度なものではない。朝夕の挨拶、報告・連絡・相談、失敗したときにお詫び、うまく出来たときなどへのお礼、利用者さんへの何気ない声かけなどを指す。実は本学の学生についていえば、この通常のコミュニケーションの出来について、厳しい指摘を受けることが多い。緊張もあるのだろうが、なかなか挨拶が出来なかったり、自ら積極的に利用者さんに声かけが出来ないなどの消極的とも見られる行動が多いといわれることがままある。非常に残念なことである。

このコミュニケーション能力という観点から介護等体験を捉えなおしてみると、教職課程履修学生達の教師としての適性の一部を測ることが出来るのではないかと筆者は考えている。もちろん、ある程度の括弧つきでの話ではあるが、施設内でのコミュニケーションの出来、不出来は教師としての適性判断の際の有効な指標になるのではないかと筆者は考えている。ここからは筆者の私見ではあり、確たる証拠はないのだが、介護等体験で受け入れ施設側（これにつ

いては特別支援学校、社会福祉施設のどちらも含む)と何らかのトラブルを起こし、施設側から体験時の姿勢や態度について厳しい指摘を受けた学生は、教育実習校においても類似の指摘を受けることが多いように思われる。実際に教育実習の成績(主として態度面)と深い関係があることを伺わせるケースが過去に何件もあった。これらのことを踏まえて考えると、介護等体験は、当該履修学生が対人関係を中核に据えた仕事に就く場合の適性を見る上で、非常に重要な判断材料を与えてくれる(スクリーニング機能を果たす)といえないだろうか。この点が教職課程教員にとっての指導上のメリットになると、筆者は考えている。

5. 東邦大学教職課程における介護等体験 I・IIの実施上の課題

介護等体験 I・IIを実施する上で、本学において現在大きな課題となっていることを指摘しておきたい。大きく3点ある。一つは対外関係機関との連絡・調整、依頼に関わることである。二つ目は学内での調整や学生指導に関わることである。三つ目は、プログラムの実施に関わることである。

まず最初の点についてであるが、本科目はその性質上、非常に多くの機関と連携をしながら行わなければならない。しかも、一旦授業が始まるとほぼ同時並行の形で、複数機関での学習が進んでゆく。そのために必要な連絡、調整、依頼、変更等に関わる情報量と労力が半端ではなく、事務側にとっても、教員側にとっても大きな負荷がかかる事態となっている。

年間のスケジュールや過去のデータも参照しながら、いつまでに、何を、誰に対して、どのように依頼しなければならないのかを正確に把握する必要が常に生じている。確実な運営を行うためにも、事務サイドとの密な情報交換が求められている。

二つ目は、学内調整の大変さである。本科目の履修学生は所属学科の授業の欠席を伴うことも多いため、専門学科の教員にとっては、出来るならば履修しないで欲しい科目の一つであろう。簡単にいえば、非常に嫌がられる科目の一つなのである。そのため履修学生が体験に伴って欠席届け等を提出する際に、不受理になったり、嫌味等を言われて不快な思いをしないような環境づくりをするために、対象となる教員に対して十分な説明と理解が求められている。しかし、これが一苦勞である。正直何年やってもなかなか十分な理解は得られておらず、事前の根回しに相当な労力を使っているのが現状である。この学内の事前調整の大変さに専任教員は疲弊するのである。

また履修する学生についても、もともと理系に進学したということもあり、文科系の学生ほどには対人関係に強い志向性や親和性のある学生が少ないせいもあり、介護等体験を履修することへのハードルが高い。なるべくなら履修したくないし、履修したとしても最低限度のパフォーマンスで乗り切りたいという心情である場合がほとんどではないだろうか。そのため、学生達に明確な問題意識を持たせ、身につけるべき知識やスキルを確実に習得させ、遅刻・早退・欠席を行わないようにさせてゆくためには、教員側にかなりのエネルギーが要求される。

以上見てきたように学内の調整という面における教員側の疲労度は相当なものがある。これをどれだけ解消できるのか、低減できるのかは、担当者の継続性、科目の永続性という問題とも関係してくる重要な問題である。

三つ目は、プログラムの実施に関わる事柄になる。本学における介護等体験のプログラム、特に特別プログラムについては、学外の講師に依存せざるえない状況にある。しかし、その担当講師陣が、高齢化によって、継続して担当して頂くことが難しくなる事態が

予見されている。つまり世代交代の時期に来ているのである。これを今後数年かけて、徐々に若返りを図り、スムーズな交代を実現できるようにしてゆかなければならない。これにより、プログラムの継続性、一貫性の確保が出来るからである。この点についても気の抜けない日々が続くことになる。

終りに

介護等体験という科目は実施する教員側にとってもかなりの負担を強いるものになっている。この状態を根本的に改革することは難しいかもしれない。しかし、本科目が法律上廃止にならない限り、今後も指導は継続してゆかなければならない。その為には、可能な範囲で効率化、省力化を図り、最小限の労力で、所期の目的を達成することが出来るように、今後も地道な努力を積み重ねてゆくしかないであろう。介護等体験という科目が、教

職課程のカリキュラムの中で鬼っ子扱いされず、正規のカリキュラムと効果的な形で連動し、教師教育の質を高め、学生たちの学びを深める方向に作用するように、今後とも知恵を絞ってゆきたいと考えている。

引用文献

1. 東邦大学理学部教員養成課程編著 2017
介護等体験Ⅰと介護等体験Ⅱの関係
介護等体験Ⅰ・Ⅱ資料集 p 3、
2. 東邦大学理学部教員養成課程編著 2017
介護等体験Ⅰと介護等体験Ⅱの関係
介護等体験Ⅰ・Ⅱ資料集 p 38
3. 東邦大学理学部ポータルサイト（アクティブ・アカデミー）授業支援 シラバス閲覧
介護等体験Ⅰ及び介護等体験Ⅱ
https://activeacademy.nc.toho-u.ac.jp/aa_web/syllabus/se0020.aspx?me=EU&ou=no